

第7期中間決算公告

2024年12月23日

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
A F S コーポレーション株式会社
代表取締役社長 小林 裕明

中間連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	488,281	預金	4,854,861
コーロロン	18,851	借入金	215,463
買入金銭債権	65,790	外国為替	3
金銭の信託	82,176	リース債務	6,962
有価証券	668,784	未払金	202,066
貸出金	3,087,090	その他負債	61,876
外国為替	1,584	賞与引当金	1,582
割賦売掛金	1,077,266	役員業績報酬引当金	23
その他資産	152,254	退職給付に係る負債	182
有形固定資産	10,383	睡眠預金払戻損失引当金	41
無形固定資産	13,526	ポイント引当金	641
繰延税金資産	2,126	その他の引当金	284
支払承諾見返	7,333	繰延税金負債	1,026
貸倒引当金	△4,380	支払承諾	7,333
		負債の部合計	5,352,349
		(純資産の部)	
		資本金	2,000
		資本剰余金	302,947
		利益剰余金	38,479
		株主資本合計	343,427
		その他有価証券評価差額金	△24,872
		繰延ヘッジ損益	△777
		為替換算調整勘定	943
		退職給付に係る調整累計額	0
		その他の包括利益累計額合計	△24,706
		純資産の部合計	318,720
資産の部合計	5,671,070	負債及び純資産の部合計	5,671,070

中間連結損益計算書

(2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	86,447
資 金 運 用 収 益	48,913
(うち貸出金利息)	(45,143)
(うち有価証券利息配当金)	(3,194)
役 務 取 引 等 収 益	27,015
そ の 他 業 務 収 益	4,595
そ の 他 経 常 収 益	5,922
経 常 費 用	77,902
資 金 調 達 費 用	2,987
(うち預金利息)	(2,618)
役 務 取 引 等 費 用	39,996
そ の 他 業 務 費 用	317
営 業 経 費	33,981
そ の 他 経 常 費 用	619
経 常 利 益	8,544
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	59
固 定 資 産 処 分 損	32
そ の 他 の 特 別 損 失	26
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	8,485
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,515
法 人 税 等 調 整 額	△478
法 人 税 等 合 計	3,036
中 間 純 利 益	5,449
親会社株主に帰属する中間純利益	5,449

中間連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項および銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社および子法人等 3社
株式会社イオン銀行
イオン住宅ローンサービス株式会社
AEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES) INC.
 - (2) 非連結の子会社および子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等 1社
AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANY
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社および子法人等
該当ありません。
 - (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
 - (5) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項
持分法適用会社は、中間決算日が中間連結決算日と異なるため、直近の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。
3. 連結される子会社および子法人等の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結される子会社および子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	1社
 - (2) 6月末日および8月末日を中間決算日とする連結される子会社および子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項
のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間（10～20年）で均等償却しております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
ただし、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合の直近の事業年度の財務諸表および事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合の純資産および純損益を出資持分割合に応じて、持分および損益を計上しております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 金銭の信託の評価基準および評価方法
金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～20年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（1～5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む国内子会社の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

その他の国内子会社の貸倒引当金は、貸倒れによる損失に備え、一般債権および貸倒懸念債権ごとにそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。また、海外子会社は、国際財務報告基準（IFRS）9号を適用しており、海外子会社の貸倒引当金は、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、中間決算日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員業績報酬引当金の計上基準

役員業績報酬引当金は、役員に対する業績報酬に備えるため、当中間連結会計期間末における支給見込額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、過去の一定期間における付与ポイントに対する応募実績率に基づき、今後の予想応募額を見込んで計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

12. 収益の計上基準

(1) 顧客との契約により生じる収益

① 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、電子マネー業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

② 当社グループが運営するポイント制度に係る会計処理

当社グループが運営するポイント制度に基づき、顧客に付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。また、当該ポイントの使用時に履行義務が充足されたと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

③ 他社が発行するポイント制度に係る会計処理

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客に付与するポイントについて、当社グループが当該他社に支払うポイント相当額を第三者のために回収する額として、役務取引等収益から控除しております。

(2) 包括信用購入あっせん収益（顧客手数料）

残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

(3) クレジット事業における貸出金利息

残債方式による発生主義に基づき計上しております。

13. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産および負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当社グループの金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動をほぼ相殺しているため有効性の評価を省略しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社および連結子法人等の株式を除く） 4,678百万円
2. 銀行法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものにかぎる。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸借契約によるものにかぎる。）であります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	1,696百万円
危険債権額	5,052百万円
要管理債権額	1,730百万円
貸出条件緩和債権額	1,730百万円
小計額	8,478百万円
正常債権額	3,098,501百万円
合計額	3,106,980百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権（元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないもの）に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	219,503百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	206,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,927百万円、その他資産（中央清算機関差入証拠金）20,000百万円および預け金67百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,751百万円が含まれております。
4. 貸出コミットメント契約
 - (1) 当社グループは銀行業務を行っており、当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がないかぎり、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、233,224百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）が212,835百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 - (2) 当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	8,451,023百万円
貸出実行額	384,613百万円
差引：貸出未実行残高	8,066,410百万円

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 26,929百万円
6. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.3%

(中間連結損益計算書関係)

- 「役務取引等収益」には、包括信用購入あっせん収益11,829百万円を含んでおります。
- 「役務取引等費用」には、クレジット業務に係る委託手数料2,317百万円および支払保証料30,737百万円を含んでおります。
- 中間包括利益 4,020百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、コールローン、外国為替(資産・負債)および未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	65,790	65,790	—
(2) 金銭の信託	82,176	82,948	772
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	56,589	56,514	△75
その他有価証券(※1)	602,696	602,696	—
(4) 貸出金	3,087,090		
貸倒引当金(※2)	△4,021		
	3,083,068	3,102,364	19,295
(5) 割賦売掛金(※2)	1,076,913	1,082,012	5,098
資産計	4,967,235	4,992,327	25,091
(1) 預金	4,854,861	4,848,347	△6,514
(2) 借入金	215,463	215,391	△72
(3) リース債務	6,962	7,238	276
負債計	5,077,287	5,070,976	△6,310
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(824)	(824)	—
デリバティブ取引計	(823)	(823)	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

なお、割賦売掛金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等および組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	5,097
組合出資金(※2)	4,400

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場における（無調整の）同一の金融資産または金融負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：金融資産または金融負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：金融資産または金融負債に関する、観察できないインプットを、価格算定に重要な影響を与える程度に使用して算定した価格。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	65,790	65,790
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	182,007	—	—	182,007
社債	—	65,272	—	65,272
その他	19,867	301,253	21,123	342,245
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2	—	2
資産計	201,875	366,528	86,914	655,318
デリバティブ取引				
金利関連	—	824	—	824
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	825	—	825

有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は2,346百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益またはその他の包括利益		購入、売却および償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
2,333	—	13	—	—	—	2,346	—

(※) 中間連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	82,948	82,948
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	17,584	—	—	17,584
その他	—	—	38,930	38,930
その他有価証券				
その他	—	10,824	—	10,824
貸出金	—	—	3,102,364	3,102,364
割賦売掛金	—	—	1,082,012	1,082,012
資産計	17,584	10,824	4,306,255	4,334,664
預金	—	4,848,347	—	4,848,347
借入金	—	215,391	—	215,391
リース債務	—	7,238	—	7,238
負債計	—	5,070,976	—	5,070,976

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権は、割引現在価値技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前償還率、スプレッド、倒産確率、回収率が含まれます。算定にあたり重要な観察ができないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、後述の「貸出金」と同様の方法により行っております。

有価証券

債券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

活発な市場における相場価格を用いていない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前償還率、スプレッド、倒産確率、回収率が含まれます。算定にあたり重要な観察ができないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

① 銀行業に係る貸出金

貸出金については、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていないかぎり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内にかぎるなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

② クレジット事業に係る貸出金

営業債権の種類および期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートで割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金は、営業債権の種類および期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートで割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務は、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利金の合計額をリスクフリーレートに主に銀行事業を営む国内連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値技法を利用して時価を算定しております。その評価技法で用いている主なインプットは、金利であります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	割引現在価値技法	倒産確率	0.03%－3.19%	1.15%
		期限前償還率	0.36%－17.88%	9.69%
		回収率	70.00%－100.00%	83.18%
		リスク・プレミアム	△0.09%－0.57%	0.38%
有価証券 その他有価証券	割引現在価値技法	倒産確率	4.00%－4.00%	4.00%
		期限前償還率	12.00%－12.00%	12.00%
		回収率	50.00%－50.00%	50.00%
		リスク・プレミアム	△0.02%－0.82%	0.02%
その他				

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2024年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益またはその他の包括利益		購入、売却、発行および決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
買入金銭債権	59,338	0	△142	6,594	－	－	65,790	－
有価証券								
その他有価証券								
その他	21,296	8	△5	△175	－	－	21,123	－

(※1) 主に中間連結損益計算書の「資金運用収益」に含まれております。

(※2) 中間連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針および手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価およびレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権および有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率、期限前償還率、リスク・プレミアムであります。倒産確率、期限前償還率、リスク・プレミアムの著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、リスク・プレミアムに関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前償還率および回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	その他	18,969	19,031	61
	外国証券	18,969	19,031	61
	小計	18,969	19,031	61
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	17,619	17,584	△35
	その他	20,000	19,899	△100
	外国証券	20,000	19,899	△100
	小計	37,619	37,483	△136
合計		56,589	56,514	△75

2. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	35,092	34,694	398
	国債	29,974	29,612	361
	社債	5,118	5,081	36
	その他	231,337	225,230	6,106
	外国証券	52,770	52,380	389
	その他	178,566	172,850	5,716
	小計	266,430	259,925	6,504
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	212,187	226,849	△14,662
	国債	152,033	163,521	△11,488
	社債	60,153	63,328	△3,174
	その他	189,870	204,689	△14,818
	外国証券	39,847	40,748	△900
	その他	150,022	163,940	△13,917
	小計	402,057	431,539	△29,481
合計		668,487	691,464	△22,976

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
役務取引等収益	12,359
預金・貸出業務	1,374
為替業務	5,025
証券関連業務	522
代理業務	1,442
保証業務	85
電子マネー業務	1,428
クレジットカード業務	2,407
その他業務	73
役務取引等収益以外	365
顧客との契約から生じる経常収益	12,725
上記以外の経常収益	73,721
経常収益	86,447

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間	
	期首 (2024年 4月 1日)	中間期末 (2024年 9月30日)
顧客との契約から生じた債権	5,315	4,874
契約負債	11	11

契約負債は、主に履行義務の充足により収益を認識されることで減少します。

当社グループの当中間連結会計期間末の契約負債の内容は、電子マネーのご利用等に応じて付与したWAONポイント（当社グループ運営ポイント制度）の未行使分に関連するものです。

期首の契約負債残高のうち、当中間連結会計期間に認識した収益の額は、10百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当中間連結会計期間末現在、付与したポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は11百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの行使に応じて今後2年以内に収益の認識を見込んでおります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 31,872,033円50銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 544,927円10銭

(重要な後発事象)

(株式会社フジ・カードサービスが営むクレジットカードに係るイシュー事業の吸収分割)

当社の連結子会社である株式会社イオン銀行（以下、イオン銀行）は、株式会社フジ・カードサービス（以下、フジ・カードサービス）が営むクレジットカードに係るイシュー事業を、簡易吸収分割によりイオン銀行へ承継すること（以下、本吸収分割）について、フジ・カードサービスと吸収分割契約を締結し、2024年11月1日付で本吸収分割を実施しました。

(1) 企業結合の概要

①対象となった事業の名称およびその事業の内容

フジ・カードサービスのクレジットカードに係るイシュー事業に関する資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務

②企業結合の法的形式

フジ・カードサービスを吸収分割会社、イオン銀行を承継会社とする吸収分割

③本吸収分割の日程

イオン銀行の取締役会決議日	2024年7月3日
分割契約締結日	2024年7月3日
分割日（効力発生日）	2024年11月1日

(2) 実施する会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 令和6年9月13日）における「共通支配下の取引」として会計処理する予定です。

(イオン保険サービス株式会社が営む保険ショップ事業の吸収分割)

当社の連結子会社である株式会社イオン銀行（以下、イオン銀行）は、イオン保険サービス株式会社（以下、イオン保険サービス）が営む保険ショップ事業を、簡易吸収分割によりイオン銀行へ承継すること（以下、本吸収分割）について、イオン保険サービスと吸収分割契約を締結し、2024年12月2日付で本吸収分割を実施しました。

(1) 企業結合の概要

①対象となった事業の名称およびその事業の内容

イオン保険サービスのショップ事業に関する資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務

②企業結合の法的形式

イオン保険サービスを吸収分割会社、イオン銀行を承継会社とする吸収分割

③本吸収分割の日程

イオン銀行の取締役会決議日	2024年7月29日
分割契約締結日	2024年7月29日
分割日（効力発生日）	2024年12月2日

(2) 実施する会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 令和6年9月13日）における「共通支配下の取引」として会計処理する予定です。

(WAONバリュイシュア事業のイオンフィナンシャルサービス株式会社への吸収分割)

当社の連結子会社である株式会社イオン銀行（以下、イオン銀行）は、イオン銀行が営むWAONバリュイシュア事業を、簡易吸収分割および略式吸収分割によりイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、イオンフィナンシャルサービス）へ承継すること（以下、本吸収分割）について、2024年10月28日にイオンフィナンシャルサービスと吸収分割契約を締結しました。

なお、本吸収分割は関係当局の認可等を前提としております。

(1) 企業結合の概要

①対象となった事業の名称およびその事業の内容

イオン銀行のWAONバリュイシュア事業に関する資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務

②企業結合の法的形式

イオン銀行を吸収分割会社、イオンフィナンシャルサービスを承継会社とする吸収分割

③本吸収分割の日程

イオン銀行の取締役会決議日 2024年10月28日

分割契約締結日 2024年10月28日

分割日（効力発生日） 2025年2月28日（予定）

(2) 実施する会計処理の概要

本吸収分割は、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 令和6年9月13日）における「共通支配下の取引」として会計処理する予定です。